末吉小学校いじめ防止基本方針

平成２６年３月２５日策定　（令和６年３月２９日改訂）

１　いじめ防止に向けた学校の考え方

（１）いじめの定義

法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「法」とは、いじめ防止対策推進法（平成２５年９月２８日施行）をいう。

（２）いじめ防止に向けての基本理念

【末吉小学校のいじめ防止等に向けての基本理念】

子どものいじめを防止するために、社会全体においていじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。 （横浜市基本方針より抜粋）

学校として

〇あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

〇いじめを絶対に許さないこと、心身の苦痛を感じている子どもに寄り添い、状況の把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

保護者として

〇どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、健やかに成長していけるよう見守り、指導に努める。

〇学校や地域の人々など、子どもを見守っている大人との情報交換に努め、連携していじめを許さない地域をつくっていく。

子どもとして

〇多様な価値観や個性を尊重し、他者への思いやりの心をもつ。

〇いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりする。

２　「末吉小学校いじめ防止対策委員会」の設置

（１）委員会の構成員

児童支援専任を主任とする「いじめ防止対策委員会」を設置する。

・構成員…校長、副校長、関係教職員、養護教諭、児童指導・特別支援教育委員会担当、児童支援専任
　※必要に応じて SC や SSW へ声をかける。

（２）「末吉小学校いじめ防止対策委員会」の役割

・いじめの相談・通報の窓口となる。
・情報の収集と記録、共有、対応の役割分担を行う。
・いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

（３）いじめ防止対策に関わる年間活動計画（令和６年度）

月	活動内容	
	主な児童理解と情報共有	・主な児童の取組　・地域や保護者との連携
4	学校いじめ防止対策委員会 児童理解について（職員会議） 児童指導･特別支援教育委員会(月１回) いじめ防止連絡会（月２回） ～年間通して実施します～	個人面談① いじめ解決のための生活アンケート（記名式）
5	児童理解会議①	たてわり活動スタート
6	Y-P アセスメントの支援検討会 教育相談①	防犯・サイバー教室 横浜子ども会議① Y-P アセスメント①
7	児童理解研修（いじめ根絶！横浜メソッド） 特別支援ブロック会議①	個人面談②
８・９	SOS の出し方プログラム研修	横浜子ども会議② 児童アンケート
１０	学校いじめ防止対策委員会	末吉カップ　ふれあい給食 Y-P アセスメント②
１１	教育相談②	個人面談③　地域合同清掃 いじめ一斉解決キャンペーン
１２	特別支援教育ブロック会議②	人権週間
１		児童アンケート
２	児童理解会議②	花育
３	学校いじめ防止対策委員会	

年間を通して、
〇授業改善
〇道徳教育
〇宿泊体験活動
〇たてわり活動
〇地域連携行事
の取組の充実を行っていきます。

自分のことも他者のことも大切にする気持ちを高めることができるよう、体験的活動に積極的に取り組みます。

３　いじめ防止及び早期発見のための取組

【未然防止に関すること】

教育活動を通して、いじめは決して許されるものではないことを伝え、いじめ防止に努める。

（ア）日々の教育活動において

・担任をはじめ、多くの職職員が子ども一人ひとりと話をする教育相談を年間２回実施する。

・教職員の言動が子どもを傷つけたり、他の子によるいじめを助長したりすることがないように自らの言動をふり返る習慣をもつ。

（イ）学習指導の充実

・学習指導を通して、認め合い高め合う学級を目指し、学びに向かう集団作りに努める。

・一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

（ウ）道徳授業の充実

・豊かな心を育むとともに人間としての生き方の自覚を促し、子どもの道徳的実践力を育成する。

・代表児童が横浜子ども会議での取組を発信し、いじめについて全校児童が考える場を設ける。

・人権週間では、発達段階に応じた体験的活動等を実施し、多様性を認める心を育成する。

（エ）特別活動の充実

・「子どもの社会的スキル　横浜プログラム」を活用した個や集団の実態把握から社会性の育成につなげる。

・仲よし委員会（児童会）の活動の常時活動として「あいさつ運動」を実施する。

（オ）情報モラルの教育

・４年生以上は、サイバー教室等を通して、「スマートフォンやパソコンなどを通じたいじめの防止及び、情報のモラル教育」を実施する。

・保護者・関係機関ともいじめ・ネットトラブル防止のための連携を進めるようにする。

【早期発見に関すること】

いじめの早期発見のために、すべての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。

（ア）いじめの芽を早期に発見するため、全教職員が日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

・いじめ防止連絡会を月２回開催し、各学年の情報を共有し組織的な対応をしていく。

（イ）日常の観察からいじめの発見に努める。

・交友関係の変化　・体調の変化や表情の変化　・服装の乱れや言葉遣いの変化

・欠席状況、遅刻・早退の状況　・持ち物の紛失や持ち物の変化　・金銭の使い方の変化

・保健室への訪問回数等

（ウ）日頃からの信頼関係、顔の見える関係づくりに努める。

・アンケートの実施による聞き取りと指導、学年や学校全体での見守り　・個人面談の実施

・SC による教育相談（月２～３回）　・Y-P アセスメントシートによる支援検討会

【いじめに対する対応】

いじめ防止対策委員会を中心として組織的な対応を行う取組を推進する。

・いじめを受けている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全の確保
・事実確認、児童への支援・指導、関係保護者への連絡・支援・指導等
・事後の支援については、必要に応じて専門家との連携を図る。
・全教職員で情報を共有し、再発防止に向け、適切かつ継続的に指導及び支援する。
・事案によっては、保護者・地域にも協力、警察署や教育委員会等関係機関に連携を依頼し、再発防止に向けて取り組む。

【いじめの解消】

いじめの解消している状態とは、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、いじめの行為が少なくとも３ヶ月（目安）止んでいることの条件を満たしていることとする。

・定期的に対象児童の見守りや相談活動を行うとともに、保護者との定期連絡を行う。

【研修等の実施】

・児童理解会議を年２回、いじめや児童への寄り添い方に関する全教職員対象の研修を年３回実施する。
・学年研（毎週）、児童指導・特別支援委員会（毎月）、職員会議（2 か月に一度）において、児童理解を目的とした情報の共有を図る。

４　重大事態への対処

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いとして認知します。
アいじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
イいじめにより相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
ウ児童の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
（いじめ防止対策推進法 28 条第１項より）

【報告】　重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

【児童生徒・保護者への報告】
いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、いじめを受けた児童等及びその保護者に適切に事実関係等の必要な情報を提供する。

５　その他

・いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回ふり返りや見直しを行い、実態に応じていじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。